

わいわいマガジン

2023年9月8日(金)

〒271-0044

千葉県松戸市西馬橋 5-1-5

税理士法人よしむら

TEL 047-347-9009

FAX 047-347-9016

㈱わいわいビジネスコンサルタント

Email: yoshimura@wa-i.jp

永年勤続表彰金の 社保・労保・課税上の取扱い

今年の6月に事務取扱いが追加された事項

今年の6月27日に出された「標準報酬月額
の定時決定及び随時改定の事務取扱いに
関する事例集」に永年勤続表彰金について
以下の問答が追加されました。

問「事業主が長期勤続者に対して支給する
金銭、金券または記念品は報酬等に含ま
れるか」

答「永年勤続表彰金については、企業によ
り様々な形で支給されるためその取扱いに
ついては名称などで判断するのではなく、
その内容に基づき判断を行う必要があるが、
少なくとも以下の要件をすべて満たすよ
うな支給形態であれば、恩恵的に支給さ
れるものとして原則として報酬等に該当
しない。ただし、当該要件を一つでも満
たさないことをもって直ちに報酬等と判
断するのではなく、事業所に対して当該
永年表彰金の性質について十分認識した
うえで総合的に判断する。

「永年勤続表彰金における判断要件」

①表彰の目的が企業の福利厚生施策また
は長期勤続の奨励策として実施するもの。
なお、支給に併せてリフレッシュ休暇が
付与されるような場合はより福利厚生
の側面が強いと判断される。

②表彰の基準は勤続年数のみを要件とし
て一律に支給されるもの

③支給形態は社会通念上いわゆるお祝い
金の範囲を超えていないものであって
表彰の間隔がおおむね5年以上のもの。

労働保険上の取扱いは行政手引 50502
によると「勤続年数に応じて支給され
る勤続褒賞金は、一般的には賃金とは
認められない」とされています。

課税上の取扱いは

国税庁のタックスアンサー2591によ
ると創業記念で支給する記念品や永
年にわたって勤務している人の表彰
にあたって支給する記念品などは、
一定の要件を満たしていれば給与
として課税しなくともよいとなっ
ています。ただし、記念品の支給
や旅行や観劇への招待費用の負担
に代えて現金、商品券などを支給
する場合にはその全額（商品券
の場合は額面額）が給与として課
税されます。

